

令和5年度答申第63号
令和6年1月26日

諮問番号 令和5年度諮問第67号（令和5年12月26日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、軍人として死亡した伯父のA（以下「伯父A」という。）と生計を共にしていたと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、伯父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は伯父Aと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」

とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を取得した者をいうと規定している。

- (3) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。
- (4) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。
- (5) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(4)の「これらの者以外の三親等内の親族」（以下単に「三親等内の親族」という。）は、基準日において戦没者等の遺族とみなされる先順位者（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）がなかった場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」（軍人たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる者を含む。）であるとき（以下この要件を「生計関係の同一性の要件」という。）に限り、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。
- (6) 生計関係の同一性の要件に関しては、令和2年3月31日付け社援援発0331第3号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行分）の施行について（通知）」（以下「本件通知」という。）が、戦没者等の死亡の当時、戦没者等と同一戸籍内にあった三親等内の親族については、特に疑義を生ずる資料がない場合に限り、同一の生計関係を有していたものとして取り扱って差し支えないが、これ以外の者については、適宜の様式による「生計関係についての申立書」及び事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で、同一の生計関係を有していたか否かを総合的に判断することとすると定めている（記第3の5の(2)のウ）。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 伯父Aは明治41年a月b日に審査請求人の祖父のC（以下「祖父C」という。）と祖母のD（以下「祖母D」という。）の間の二男として、審査請求人の母のE（以下「母E」という。）は大正10年c月d日に祖父Cと祖母Dの間の三女として出生し、いずれも祖父Cを戸主とする戸籍（本籍：F地）に入籍した。

（改製原戸籍謄本（戸主：祖父C））

- (2) 伯父Aは、昭和2年3月11日に分家をし、伯父Aを戸主とする新戸籍（本籍：G地）が編成され、上記(1)の祖父Cを戸主とする戸籍から除籍された。

伯父Aは、昭和18年10月20日に臨時召集により歩兵第e連隊補充隊に応召して第f中隊に編入され、同月27日に歩兵第g連隊に転属となり、昭和20年12月28日にH収容所で戦死した。

（改製原戸籍謄本（戸主：祖父C）、除籍謄本（戸主：伯父A）、陸軍兵籍、臨時陸軍軍人（軍属）届、死亡者生死不明者原簿）

- (3) 母Eは、昭和15年5月2日に審査請求人の父のI（以下「父I」という。）と婚姻をし、上記(1)の祖父Cを戸主とする戸籍から除籍され、父Iの兄のJ（以下「伯父J」という。）を戸主とする戸籍（本籍：K地）に入籍した。

伯父Jは、昭和15年11月6日に転籍した（新本籍：L地）。

（改製原戸籍謄本（戸主：祖父C）、改製原戸籍謄本（戸主：伯父J））

- (4) 審査請求人は、昭和17年h月i日に父Iと母Eの間の二男として出生し、上記(3)の伯父Jを戸主とする転籍後の戸籍（本籍：L地）に入籍し、昭和33年10月7日に改製による新戸籍編成により同戸籍から除籍された。

（改製原戸籍謄本（戸主：伯父J）、戸籍全部事項証明書（審査請求人））

- (5) 審査請求人は、令和3年1月5日、住所地のM市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、伯父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、本件請求について、伯父Aの遺族で審査請求人よりも先順位のものはいない。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (6) 処分庁は、令和4年8月3日付けで、審査請求人に対し、「A様の死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

(却下通知書)

- (7) 審査請求人は、令和4年9月7日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和5年12月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 父Iは、母Eと婚姻をした当時、N女学院（O市P地）に教師として勤務していた。父Iは、虚弱体質であったため、祖父C、祖母D及びその長女のQ（母Eの姉。以下「伯母Q」という。）の家（O市R地。以下「母Eの実家」という。）が父Iの勤務先に近いということで、審査請求人の一家は、母Eの実家に住んで、伯父Aと生計を共にしていた。

O市は、当時の住所録は管理・保管していないというが、審査請求人が母Eの実家に住み、伯父Aと1年以上の生計関係を有していたことは、事実であり、審査請求人がその生き証人である。

- (2) そして、審査請求人は、毎年、伯父Aの法要をS神社で行っている。
(3) したがって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人は、伯父Aの甥（三親等内の親族）であるから、特別弔慰金の支給を受けるためには、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する遺族（「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」）に該当することが必要である。
- 2 審査請求人から提出された戸籍によれば、以下のことが認められる。
- (1) 伯父Aは、明治41年a月b日に祖父Cと祖母Dの間の二男として出生し、祖父Cを戸主とする戸籍（本籍：F地）に入籍した後、昭和2年3月11日に自らを戸主として分家（本籍：G地）をし、昭和20年12月28日に戦死した。

(2) 母Eは、大正10年c月d日に祖父Cと祖母Dの間の三女として出生し、上記(1)の祖父Cを戸主とする戸籍に入籍した後、昭和15年5月2日に父Iと婚姻をし、同戸籍から除籍されて、伯父Jを戸主とする戸籍に入籍した。

(3) 審査請求人は、昭和17年h月i日に父Iと母Eの間の二男として出生し、伯父Jを戸主とする戸籍（本籍：L地）に入籍し、昭和33年10月7日に除籍されるまで同戸籍に在籍した。

以上によれば、伯父Aの死亡の当時、審査請求人は、伯父Aとは別戸籍であった。

本件のように、死亡した者の死亡の当時、死亡した者と別戸籍であった者が特別弔慰金の請求をした場合には、その請求者の申立内容のみから同一の生計関係があったと推測することができる程度では、同一の生計関係があったと判断するには不十分であって、本件通知のとおり、同一の生計関係があったか否かは、事実関係を裏付ける資料によって総合的に判断すべきである。また、戸籍の記載のみによって居住地の特定をすることはできない。

3 審査請求人は、「戦没者等との生計関係申立書」（以下「本件生計関係申立書」という。）において、伯父Aの入隊の当時の住所は「O市R地j」、その当時に伯父Aと同居していた家族は「祖父C、祖母D、伯母Q、父I、母E、その長男のT（以下「兄T」という。）及び審査請求人」であり、「祖父C（自営業）の給金と父Iの給料により生活」していたと記載している。

審査請求人が上記記載の裏付けとして提出した「元陸軍軍人軍属留守宅渡金受領のための扶養家族届書」からは、届出人である祖父Cの現住所を確認することはできるが、審査請求人と伯父Aが生計関係を有していたことを確認することはできない。

4 処分庁保管の伯父Aに係る過去の特別弔慰金の請求書類には、審査請求人と伯父Aとの生計関係に関する記載はなく、伯父Aと母Eとの間に生計関係はないと記載されている。

また、処分庁は、本件請求を受け付けた後、審査請求人に対し、補正依頼をしているが、審査請求人から、伯父Aと生計関係を有していたことを証明する資料は提出されなかった。

5 審査庁保管の資料によれば、遺族援護法による弔慰金及び遺族年金は、祖父Cに対して裁定されているが、当該請求書類から、審査請求人が伯父Aと

生計関係を有していたことを確認することはできない。

また、審査庁保管の旧陸軍関係人事資料である歩兵第g連隊留守名簿によれば、伯父Aの留守担当者である祖父Cの住所が「U地」であることを確認することはできるが、審査請求人が伯父Aと生計関係を有していたことを確認することはできない。

- 6 以上のとおり、審査請求人及び処分庁から提出された資料並びに審査庁保管の資料を調査しても、審査請求人が、伯父Aの死亡の日まで引き続く1年以上、伯父Aによって生計を維持し、又は伯父Aと生計を共にしていたことは確認することができないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する戦没者等の遺族に該当しない。

なお、審査請求人は、毎年、伯父Aの法要をS神社で行っていると主張し、同神社の春季例大祭の案内状を提出するが、特別弔慰金支給法2条の2第3項によれば、三親等内の親族が特別弔慰金の支給対象となるのは、上記の1年以上の生計関係を有する場合に限られ、その場合において、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすとされているから、上記の1年以上の生計関係を有していない三親等内の親族は、死亡した者の葬祭を行っていたとしても、戦没者等の遺族とみなされることはなく、特別弔慰金の支給要件に該当しない。

- 7 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであると考えている。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和4年9月7日

反論書の提出期限 : 同年12月7日

審理員意見書の提出 : 令和5年7月14日

(反論書の提出期限から約7か月)

物件の提出依頼(1回目) : 同年10月4日

(審理員意見書の提出から約2か月半)

物件の提出(1回目) : 同月5日

物件の提出依頼（２回目）　：同月１１日
（審理員意見書の提出から約３か月）
物件の提出（２回目）　　：同月１８日
本件諮問　　　　　　　　：同年１２月２６日
（審理員意見書の提出から約５か月半、２回
目の物件の提出から約２か月、本件審査請求
の受付から約１年３か月半）

(2) そうすると、本件では、①反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約７か月、②審理員意見書の提出から諮問までに約５か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約１年３か月半もの期間を要しているが、上記①及び②の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記②の手続に約５か月半の期間を要したのは、審査庁が、審理員意見書の提出を受けてから約２か月半後及び約３か月後に、２回に分けて物件の提出依頼をしたこと、そして、２回目の物件の提出を受けてから諮問をするまでに更に約２か月の期間を要したことによるものである。しかし、上記の物件の提出依頼は、１回目は伯父Aに係る旧陸軍関係人事資料の提出を、２回目は伯父Aに係る遺族年金及び弔慰金請求書類の提出を依頼したものであり、これらの資料を調査することは、この種の事件において審査庁が通常行っていることである。したがって、本件において、審査庁が審理員意見書の提出を受けて速やかに物件の提出依頼をすることができない事情があったとは認められないし、２回目の物件の提出を受けて速やかに諮問をしなかったことについても特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、伯父Aの甥（三親等内の親族）であるから、本件では、審査請求人が、伯父Aの死亡の日（昭和20年12月28日）まで引き続く1年以上、伯父Aによって生計を維持し、又は伯父Aと生計を共にしていたか否か、すなわち、審査請求人が伯父Aと同一の生計関係を有していたか否かが問題となっている。

本件通知によれば、戦没者等の死亡の当時、戦没者等と同一戸籍内にあ

った三親等内の親族については、特に疑義を生ずる資料がない場合に限り、同一の生計関係を有していたものとして取り扱って差し支えないが、これ以外の者については、適宜の様式による「生計関係についての申立書」及び事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で、同一の生計関係を有していたか否かを総合的に判断することとされている（上記第1の1の(6)）。

これを本件についてみると、伯父Aの死亡の当時、伯父Aは自らを戸主とする戸籍（本籍：G地）に、審査請求人は伯父Jを戸主とする戸籍（本籍：L地）に在籍していた（上記第1の2の(2)及び(4)）から、審査請求人は、伯父Aの死亡の当時、伯父Aと同一戸籍内にはなかった。

したがって、本件では、審査請求人が、伯父Aの死亡の当時、伯父Aと同一の生計関係を有していたか否かについて、具体的な資料に基づいて検討する必要がある。

(2) 審査請求人は、母Eの実家（O市R地）で伯父Aと1年以上の生計関係を有していたと主張し（上記第1の3の(1)）、本件請求の際に提出した本件生計関係申立書において、次のとおり記載している。

ア 伯父Aの入隊の当時における伯父A及び審査請求人の住所地
O市R地j

イ 伯父Aの入隊の当時に伯父Aと同居していた家族
祖父C、祖母D、伯母Q、父I、母E、兄T及び審査請求人

ウ 審査請求人が伯父Aと生計関係を有するに至った時期
昭和15年5月2日（注：母Eが父Iと婚姻をした日）

エ 伯父Aと生計関係を有するに至った時期から伯父Aの入隊の当時までの生活状況

祖父C（自営業）の給金と父Iの給料により生活。特に家が広く、多人数で暮らせた。

オ 伯父Aの入隊から死亡時までの家族関係及び生活状況
上記エと同じ。

そして、審査請求人は、上記の主張及び記載内容を証する資料として「元陸軍軍人軍属留守宅渡金受領のための扶養家族届書」及び「部隊からの通知文書」を提出しているが、これらの資料から、審査請求人と伯父Aとの間に同一の生計関係があったことを確認することはできない（なお、上記の扶養家族届書には、届出人である祖父Cの現住所が「O市R地j番」

と記載されているが、審査請求人の現住所に関する記載はされていない。)

そこで、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人が上記アの住所地で伯父Aと同居して同一の生計関係を有していたことを証する資料の提出を求めた(「第十一回特別弔慰金に関する請求書類の補正について(依頼)」と題する書面)が、審査請求人から、当該資料は提出されなかった。

- (3) 審査請求人は、本件生計関係申立書において、上記(2)のイのとおり、審査請求人の一家(父I、母E、兄T及び審査請求人)は伯母Qとともに伯父Aと同居していたと記載しているが、伯母Qは、伯父Aに係る特別弔慰金の請求(昭和49年の請求(に号)、昭和60年の請求(第四回)、平成8年の請求(第六回)及び平成19年の請求(第八回))をした際に提出した「戦没者(等)の遺族の現況等についての申立書」(以下「現況申立書」という。)において、審査請求人に関する記載をしていないのみならず、母Eと伯父Aとの間に生計関係はないと記載している。そして、審査請求人自身も、母Eの相続人として伯父Aに係る特別弔慰金の請求(平成29年の請求(第十回))をした際に提出した現況申立書において、母Eと伯父Aとの間に生計関係はないと記載している(なお、審査請求人と伯父Aとの生計関係の有無については、記載をしていない。)

伯父Aが陸軍に入隊したのは昭和18年10月20日であり(上記第1の2の(2))、審査請求人が出生したのは昭和17年h月i日である(上記第1の2の(4))から、審査請求人は、伯父Aの入隊の当時、母Eと同居していたと考えられるが、伯父Aに係る過去の特別弔慰金の請求の際に提出された上記の現況申立書の記載内容からは、母E及び審査請求人は伯父Aと同居していなかったということになる。

また、処分庁保管の伯父Aの陸軍兵籍(付箋部分)、死亡者生死不明者原簿及び祖父Cの四男(V)の陸軍兵籍(付箋部分)には、祖父Cの現住所が「O市R地」と記載されているが、審査請求人の住所も「O市R地」であったことを確認することができる記載はされていない。

さらに、審査庁保管の遺族援護法による伯父Aに係る弔慰金及び遺族年金の請求書類からも、審査請求人が伯父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することはできない。

そして、一件記録を精査しても、審査請求人が伯父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することができる資料は見当たらない。

(4) なお、審査請求人は、父Iは、母Eと婚姻をした当時、N女学院（O市P地）に教師として勤務していたが、虚弱体質であったため、審査請求人の一家は、同学院に近い母Eの実家（O市R地）に住んで、伯父Aと生計を共にしていたと主張する（上記第1の3の(1)）。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、父IのN女学院での勤務の有無の調査をしたか否かについて照会したところ、審査庁から、同学院（N高等女学院）は昭和20年k月1日のW空襲により被害を受けて建物が消失していることが確認されたため、調査をしていないとの回答があった（令和6年1月16日付けの審査庁の事務連絡・記【依頼9】に対する【回答】及びその添付資料（O市立Y中学校学校だより（令和元年6月29日（土）第6号）））。そうすると、審査請求人が主張する父Iの当時の勤務先から、審査請求人の一家が母Eの実家（O市R地）に住んでいたことを確認することもできない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、毎年、伯父Aの法要をS神社で行っていると主張し（上記第1の3の(2)）、同神社の春季例大祭の案内状を提出する。

しかし、特別弔慰金支給法2条の2第3項によれば、三親等内の親族は、生計関係の同一性の要件を満たしていた者に限り、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすとされている（上記第1の1の(5)）から、生計関係の同一性の要件を満たしていない三親等内の親族は、死亡した者の葬祭を行っていたとしても、戦没者等の遺族とはみなされず、特別弔慰金の請求をすることはできない。

したがって、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

(5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、審査請求人が伯父Aと同一の生計関係を有していたと認めることはできない。

したがって、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に定める生計関係の同一性の要件を満たしていないから、伯父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をすることはできず、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美